令和８年１１月１３日招集

令和８年１１月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議　　案　　書

滋賀県後期高齢者医療広域連合

提　出　議　案　一　覧

議案番号	件　　名	頁
議案第９号	専決処分につき承認を求めることについて （滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例）	1
議案第 10 号	専決処分につき承認を求めることについて （令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号））	4
議案第 11 号	専決処分につき承認を求めることについて（訴えの提起）	6
議案第 12 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 13 号	令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第 14 号	令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第 15 号	令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	11
議案第 16 号	令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	12
議案第 17 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	13

（備考）

・次に掲げる議案書については、別冊にて調製しております。

議案第10号　令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書（第１号）

議案第13号　令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合会計歳入歳出決算書

議案第14号　（一般会計及び後期高齢者医療特別会計）（主要な施策の成果に関する説明書及び歳入歳出決算審査意見書）

議案第15号　令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書（第１号）

議案第16号　令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書（第２号）

・次に掲げる議案書については、別紙にて調製のうえ、議会閉会後回収いたします。

議案第11号　専決処分書（訴えの提起）

議案第17号　滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任（略歴）

議案第９号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　田　島　一　成

専決第２号

専　決　処　分　書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年７月２２日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　田　島　　一　成

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号から第５号までの規定中「４人」を「５人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

議案第１０号

専決処分につき承認を求めることについて

令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　田　島　一　成

専決第１号

専　決　処　分　書

令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和８年４月７日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　小　西　　理

議案第１１号

専決処分につき承認を求めることについて

訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　田　島　一　成

議案第１２号

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　田　島　一　成

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第22条第３項中「第15条第３項」及び「同条第３項」の次に「及び第４項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第３項、」を「第15条第３項及び第４項、」に、「、「同項第３号」を「、同条第４項中「第１項第３号」に、「同項第３号」」を「第28条第１項第３号」」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第15条第３項後段」を「第15条第４項後段」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第３項及び第４項（これらの規定を新条例第22条第３項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第１３号

令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　田　島　一　成

議案第１４号

令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計歳入歳出決算の認定について

令和７年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　田　島　一　成

議案第１５号

令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第１号）

令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　田　島　一　成

議案第１６号

令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計補正予算（第２号）

令和８年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　田　島　一　成

議案第１７号

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任することについて、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月２６日滋賀県指令自振第４号）第１６条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年１１月１３日　提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　田　島　一　成

記

区　分	氏　　名	住　　所	生年月日
識見者	北　川　鉄　樹	別紙参照	別紙参照